

令和 8 年 宜野湾市教育委員会第 8 回(定例会)会議録

教 育 長 伊波 保 勝

教育委員 親川 利恵

開催日時：令和 8 年 5 月 18 日（月） 午前 10：00 閉会 午前 10：50

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：伊波保勝教育長、大川実教育長職務代理者、
玉城健蔵委員、下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞満、教育部次長 津島美智子
（教育総務課）教育総務係担当主査 中村弥生、教育総務係主任主事 宇良千明
（文化課）文化課長 饒平名文治、文化財整備係長 仲村 健
（市立博物館）市立博物館長 平敷兼哉
【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 平田駒子
（学務課）学務係助成係長 平田繁也
（はごろも学習センター所長）はごろも学習センター所長 棚原佳乃、
管理係長 眞境名陽子、
G I G A スクール担当主幹 比嘉広和

議事日程

教育長諸般の報告

議案第 27 号 宜野湾市立博物館協議会委員の委嘱について

議案第 28 号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 29 号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（宜野

湾市第2期GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について)

議案第30号 宜野湾市教育支援委員会委員補欠委員の委嘱又は任命について

議案第31号 宜野湾市私立学校等給食費助成事業補助金交付要綱の制定について

○伊波保勝 教育長 委員の皆様、おはようございます。

本日の出席委員は4名で定足数を達しておりますので、ただいまから令和8年第8回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。

本委員会で審議します案件は、議案が5件となっております。

本日の会議録署名委員は、親川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

○親川利恵 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 続いて、3月9日開催の第4回臨時教育委員会及び3月19日開催の第5回臨時教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は親川教育委員、下地教育委員となっております。会議録につきましては既に配付してございますので、字句の訂正等を除き、承認をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○親川利恵 委員 はい。

○下地美幸 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

なお、前回の会議録については準備中のため、次回以降にご承認をいただきたいと思います。

(教育長諸般の報告)

○伊波保勝 教育長 それでは、まず、私の諸般の報告でございます。

緑色の報告資料をお願いいたします。

1ページになります。

令和8年4月23日から本日、5月18日までとなります。

まず、4月24日金曜日、「文化協会令和8年度定期総会」のほうに出席し、挨拶を申し上げます。

4月26日、日曜日となりますが、「TOFUプログラム事後報告会及び懇親会」がラグナガーデンホテルで開催され、出席をしました。今回8回目の事後報告会になりますけれども、県内の高校生、大学生、30名の皆さんが、3月18日から26日にかけてアメリカの政府機関等で研修を行っております。30名中、市内からは3名。琉球大学から1人、沖縄工業高等専門

学校から1人、沖縄カトリック高校から1人、参加をしたということで、それぞれ6グループに分かれて報告がありまして、対日理解促進交流の中で人材育成、研修を行ってきたという報告がございました。

4月27日月曜日になります。「普天間飛行場の全面返還合意から30年を踏まえた市内各種団体による共同要請行動に関する意見交換会」が庁議室で開催をされました。本日、追加で2枚、お手元のほうに資料を配付させていただいております。返還合意からまだ変わることがなく、普天間基地が存在をしているというところで、市内の10団体を統一して要請行動を行うというような取り組みです。これは基地政策部のほうの事業でありますけれども、この10団体のうちに教育委員会も1団体として加わっておりますので、それに向けた取組、第1回目の会議を開いております。7月の後半に県内の外務省沖縄事務所、また沖縄防衛局への要請、その翌日から東京のほうに出向き、政府のほうへも要請行動をしていこうという、この流れで予定をされているということでありました。

4月28日から30日にかけて、姉妹都市締結しております岩国市のほうを訪問しまして、錦帯橋祭りがございまして、私も参加をさせていただいております。琉装で大名行列を行い、文化協会の皆様も一緒に参加をして交流を深めております。

少し飛ばしまして、5月12日火曜日、令和8年度教職員評価システムに係る校長先生の当初面談を行っております。12日は、市内4中学校の校長先生の面談を行っておりまして、今週には残り、9小学校の校長先生の面談を行う予定となっております。

続いて、5月13日から16日土曜日にかけて、「第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」が高知県のほうで開催をされて、参加をしてきました。全国506の都市の教育長の参加がございました。沖縄県と同様に不登校についても、どこの市町村も人数が増加をしているというところの解決に向けて、取組を行っていくということと、沖縄では少し考えられないですけれども、人口減少による過疎的な観点から小中学校の統合に取り組まれているところもございました。宜野湾市の3分の1、3万人規模の市でも宜野湾市と同じぐらいの学校数、小学校、中学校がある都市もありました。それだけ面積が大きいですから、学校配置をしているのかなというふうに感じましたけれども、そういった小中学校の統合問題を少し懸念されているようでした。

続きまして、本日、第8回目の教育委員会の会議となっております。

以上が諸般の報告となります。

ご質疑ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、進めてまいります。

(議案第 27 号)

○伊波保勝 教育長 続きまして、日程 1「議案第 27 号 宜野湾市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 委員の皆さん、おはようございます。

では、早速ですけれども、議案説明を行いたいと思います。

議案書 1 ページをお開きください。

議案第 27 号 宜野湾市立博物館協議会委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市立博物館協議会委員に委嘱をしたいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 18 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市立博物館設置条例第 13 条第 2 項及び同条第 4 項並びに宜野湾市立博物館協議会規則第 3 条の規定により、委員を委嘱する必要があるためでございます。

2 ページをお開きください。

宜野湾市立博物館協議会委員名簿（案）でございます。

委嘱期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 か年でございます。

博物館協議会委員は、宜野湾市立博物館設置条例第 13 条第 3 項の規定により、委員定数が 10 名以内となっております。また、同条第 2 項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると規定されておりますので、学校教育関係者から 2 名、社会教育関係者から 2 名、家庭教育関係者から 1 名、学識経験者 5 名の委員を変更しております。

10 名のうち新任が 3 名、再任が 7 名となっております。

議案関係資料といたしまして、黄色表紙の新旧対照表の 1 ページをお願いします。

それでは、選考委員について、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿順にてご説明申し上げます。

まず、お一人目、新旧対照表の左、新のところでございます。比嘉秀次様、お二人目、由博文様は選出区分が学校教育関係者として、宜野湾市校務研究会からの新任での推薦委員でございます。

次に、3 人目、前田真之様は沖縄県立博物館にて教育普及課長をお勤めになられた実績があり、現在は宜野湾市立博物館友の会の会長をなさっております。市立博物館では県立博物館で

の実務経験を生かした助言や博物館友の会との連携を重視し、社会教育関係者として再任で推薦をさせていただきました。

4人目の名城清様は真志喜区自治会の会長で、社会教育関係者としての推薦でございます。市立博物館は真志喜区に所在しており、地元地域との協力関係を築く上で重要な役割を果たしていただいていることから、再任で推薦をいたしております。

5人目の岸本恒子様は宜野湾市女性連合会の副会長で、選出区分は家庭教育関係者として再任で推薦しております。

6人目の波平エリ子様は沖縄国際大学にて非常勤講師をお勤めで、民俗学の専門でございます。波平様は、これまで市内での民俗調査や博物館市民講座の講師を務めるなどの実績がございます。選出区分は学識経験者としての再任で、推薦をいたしております。

7人目の後藤雅彦様は琉球大学の教授をなされ、考古学をご専門とされております。大学では博物館学芸員の養成にも携わり、市立博物館としましては、大学との協力関係を保ち、学芸員養成という職員育成の観点からも再任で推薦しております。

8人目の菊川章様は沖縄県立博物館・美術館の博物館班の班長として勤務をされており、生物学をご専門とされております。菊川様には、令和6年度に市立博物館にて開催しました企画展、みんなの進化展の際に展示資料の提供やご助言をはじめ博物館市民講座で講師を務めていただきました。市立博物館では、菊川様の県立博物館でのご経験と専門的な視点からご指導、ご助言を賜りたく、今回、新任として推薦いたしました。

9人目の麻生伸一様は琉球大学にて教授としてお勤めになられており、琉球史をご専門とする学識経験者でございます。麻生様は以前、博物館市民講座においても講師を務めていただいた実績がございます。市立博物館では、歴史学の専門家としての見地から博物館運営に係るご指導、アドバイスを賜りたいと考え、再任での推薦をいたしております。

10人目の佐々木健志様は元琉球大学博物館の助教をなされており、生物学を専門とする学識経験者でございます。佐々木様は、過去に市立博物館で開催いたしました化石展や琉球大学資料に見る宜野湾展などの企画展において、資料の提供やご助言をいただきました。これからも市立博物館の企画展において資料の提供やご指導を賜りたく、再任での推薦でございます。

以上が議案第27号 宜野湾市立博物館協議会委員委嘱についての説明になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大川委員、どうぞ。

○大川 実 委員 これまでの学識経験者の専門性を見たときに、それぞればらばらなんです

よね。今回、生物学が2つになって、地学ですね。この方がいなくなっているということで、協議会のそういった運営には何も支障がないということで考えてよろしいでしょうか。

○伊波保勝 教育長 博物館長。

○平敷兼哉 市立博物館長 ありがとうございます。市立博物館より回答します。

前回、学識経験者で地学の専門がいて、今回、生物学というふうに変わりましたが、運営に関しては支障がないということで生物学の専門家を推薦してあります。

○伊波保勝 教育長 よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんか。進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立博物館協議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程1、議案第27号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第28号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

引き続き日程2「議案第28号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題いたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田眞満 教育部長 それでは、議案書3ページ、お願いいたします。

議案第28号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について。

別紙の者を宜野湾市文化財保護審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月18日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市文化財保護条例第4条第2項の

規定により、委員を委嘱する必要があるためでございます。

改正内容につきましては、黄色の別冊、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表 2 ページ、お開きいただきたいと思います。

宜野湾市文化財保護審議会委員新旧対照名簿でございます。

委嘱期間は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 か年でございます。

文化財保護審議会委員は、宜野湾市文化財保護条例の第 4 条第 2 項の規定により、委員定数が学識経験者 10 名以内となっております。委員は学識経験者 9 名の委員を選考しております。全て継続での委嘱となっております。

それでは、選考委員について、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿順にて説明申し上げます。

まず、1 人目、赤嶺政信様、琉球大学名誉教授で民俗学や文化人類学がご専門です。久高島のイザイホーをはじめとして、沖縄の祭事や行事に関する研究に携わられており、「歴史の中の久高島」の執筆ほか多数の著書があります。市内に残る有形民俗文化財や年中祭祀の文化財登録指定の際に赤嶺様の助言をいただきたいと考えており、再任の推薦をしております。

2 人目、麻生伸一様は琉球大学にて教授とし、お勤めになっております。琉球史をご専門とする学識経験者でございます。麻生様には、これまで市内の歴史の道に関する調査報告書や西普天間住宅地区内の文化財保存整備事業について、その専門分野からの多くの助言を賜っております。今年度も専門家としての見地からご指導、ご助言などを賜りたいと考え、再任の推薦をしております。

次に、3 人目、後藤雅彦様は琉球大学教授で、考古学が専門です。地中レーダー等を活用した発掘調査を行っており、西普天間住宅地区においても同調査を実施されました。今後は西普天間住宅地区の文化財のほかにも指定文化財の保存整備も予定されていることから、文化財の指定及び保存整備の観点からの指導助言をいただきたいと考え、再任の推薦をしております。

4 人目の崎浜靖様は沖縄国際大学教授で、地理学が専門です。市史刊行物の宜野湾の地名では、専門委員として宜野湾市内各地域の調査や解説をご担当いただきました。「琉球弧」の地理学や沖縄村落の景観構造の研究をなさっており、普天間飛行場内における古集落の考察について指導助言をいただきたいと考えており、再任で推薦をしております。

5 人目の高江洲敦子様は沖縄国際大学非常勤講師で、民族が専門です。宜野湾市の西海岸の地名やハジチやサングワチャーなど、市内各地で多数の調査を行っておられることから、再任の推薦をしております。

6 人目の波平エリ子様は現在、沖縄国際大学にて非常勤講師を務めています。民俗学がご専門です。トートーメーや御嶽、拝所、祭祀の研究、沖縄軽便鉄道などの著書があり、地域の文化財を活用する様々な取組を行っておられることから、多角的な視点でご意見をいただけるた

め、再任の推薦をいたしております。

7人目の濱口寿夫様は中城村護佐丸歴史資料図書館の館長及び琉球大学の非常勤講師を兼任されております。県内の教育センター、県文化財課長などを歴任され、喜友名泉（ちゅんなーがー）の国重要文化財指定や首里にある円覚寺の整備などにも携わられておりました。生物学がご専門で、本市の天然記念物のさらなる調査のためにも再任の推薦をしております。

8人目の比嘉悦子様は沖縄県の文化財保護審議会委員を務められており、民族音楽がご専門です。本市指定文化財である「我如古スンサーミー」の調査、宜野湾市史や「村芝居」、「ぎのわんの綱引き」などの市史刊行物の専門委員の経験もあり、長く宜野湾市の芸能文化を研究されております。県の動向等も踏まえた指導助言をいただきたいと考えておりまして、再任の推薦をしております。

9人目の宮城弘樹様は沖縄国際大学教授で、考古学がご専門です。今帰仁村職員の時期に今帰仁城跡整備や埋蔵文化財の発掘調査をなさるなど、実務経験も豊富であり、今後、文化財保存整備事業について指導助言をいただきたいと考えており、再任の推薦をしております。

以上が議案第28号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱についての説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

質疑もございませんので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程2、議案第28号を終了いたします。

休憩いたします。

（議案第29号）

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程3「議案第29号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（宜野

湾市第2期GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について)」を議題といたします。

本件は6月市議会定例会に上程する議案に関する事項のため、宜野湾市教育委員会会議規則第5条に基づき、審議を非公開とさせていただきたいと思いますが、審議を非公開とすることにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 異議なしということですので、日程3、議案第29号は非公開といたします。

<非公開>

これより議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について（宜野湾市第2期GIGAスクール用端末購入に係る物品の取得について）を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程3、議案第29号を終了いたします。

休憩いたします。

（議案第30号）

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程4「議案第30号 宜野湾市教育支援委員会委員補欠委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、議案書9ページ、新旧対照表は3ページ、別冊桃色の議案資料のほうは15ページをお開きになり、ご準備してください。

それでは、水色の議案書9ページをご覧ください。

議案第30号 宜野湾市教育支援委員会委員補欠委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市教育支援委員会委員に委嘱又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月18日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市教育支援委員会委員の退任・異動等に伴い、宜野湾市教育支援委員会規則第3条第2項の規定により、後任の委員を委嘱又は任命する必要があるためでございます。

では、次のページをお開きください。また、併せて桃色の資料 15 ページをご覧ください。

宜野湾市教育支援委員会規則第 3 条において、委員会の委員は 27 名以内をもって組織すると規定されております。また、第 2 項においては、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命することとなっており、第 1 号から、ページをおめくりいただきまして第 7 号まで規定されております。

次に、黄色の新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

右上に記載しておりますとおり、委員の委嘱期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとなっておりますが、委員の退任及び異動に伴い、今回は議案書 10 ページに記載の 9 名を欠員として委嘱又は任命したいと考えております。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとなっております。

改めまして、新旧対照表、黄色の 3 ページをご覧ください。

委員名簿の右側に令和 8 年補欠と記載されている方が、今回委嘱又は任命したい委員の皆様でございます。役職及び選任区分等につきましては、表をご確認ください。

以上 9 名を宜野湾市教育支援委員会委員として委嘱又は任命したいと考えております。

以上ご説明申し上げ、あとはご質問にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

進めてもよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市教育支援委員会委員補欠委員の委嘱又は任命についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 4、議案第 30 号を終了いたします。

休憩いたします。

(議案第 31 号)

○伊波保勝 教育長 再開いたします。

日程 5 「議案第 31 号 宜野湾市私立学校等給食費助成事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

指導部長。

○新川健次 指導部長 それでは、水色表紙の議案書 11 ページのほうをご覧ください。

議案第 31 号 宜野湾市私立学校等給食費助成事業補助金交付要綱の制定について。

宜野湾市私立学校等給食費助成事業補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 5 月 18 日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

学校給食費に係る保護者の負担軽減を行う私立学校等に対し、補助金を交付することにより物価高騰等に伴う子育て世帯の経済的負担軽減を目的とする宜野湾市私立学校等給食費助成事業を実施するため、要綱を制定する必要があるためでございます。

また、この制定により、宜野湾市私立学校等給食費助成事業要綱（令和 7 年宜野湾市教育委員会告示第 5 号）は、廃止となります。

ページをめくっていただきまして、新規要綱は 22 の条文で構成されております。第 1 条で趣旨、第 2 条で定義、第 3 条で交付対象者、第 4 条で補助事業、第 5 条で補助対象経費及び補助額の算定方法、右のページに移りまして、第 6 条で補助対象期間等、第 7 条から第 21 条までが交付における事務手続、最後に第 22 条でその他を定めております。

ページめくっていただきまして、17 ページから、この冊子の最後、33 ページまでが各条で規定した様式となっております。

内容につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内に住民登録のある国立及び私立学校に在籍している小学生の給食費について補助するものでございます。補助額は、第 5 条及び 16 ページの別表のとおり、保護者が負担している給食費に対し、月額上限 2,700 円としております。また、廃止となる旧要綱との主な変更点としましては、補助対象者を保護者から学校としたことにより、学校が給食費からあらかじめ補助額を差し引き、減額後の給食費を保護者が支払うことで、負担軽減できる仕組みとなっております。

最後に、15 ページに戻っていただきまして、附則となりますが、この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

以上ご説明申し上げ、ご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいた

します。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

親川委員。

○親川利恵 委員 補助金とは少し違うかもしれないですけども、保護者のほうから、少しお金を出してもいいから、給食の量を増やしてほしいとか、デザートをつけてほしいとか、おかずを一品増やしてほしいとか、そういうのがネットに上がっているのを読んだことがあるんですけども、宜野湾市でも保護者からそういう意見とかありますか。

○新川健次 指導部長 それはこの私立の学校給食に関してでしょうか。

○親川利恵 委員 小中学校の学校給食で補助金があるじゃないですか。保護者の負担が少し減るので、少し額を上げてでも量を増やしてほしいというのがネットで載っているのを見たので、そういう意見もあるのでしょうか。

○新川健次 指導部長 委員会のほうにはそういうお声はまだ届いておりません。

○親川利恵 委員 ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

進めてよろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市私立学校等給食費助成事業補助金交付要綱の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程 5、議案第 31 号を終了いたします。

○伊波保勝 教育長 本日の会議は、これにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。